

- 暴力団員等
- 役員に暴力団員等がいる法人
- 暴力団員等から  
資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。

(民事執行法71条5号)

入札の際、入札書ごとに  
下記の各書面の提出が必要です。

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。
- ※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

**住民票**

(個人の場合)

**資格証明書**

(法人の場合)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。
- ※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号 (マイナンバー) や住民票コードが記載されていないものを提出してください。
- ※ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

**宅地建物取引業の免許証の写し**

(宅地建物取引業者の場合)

- ※ 有効期限内のものを提出してください。
- ※ この写しを提出する場合でも、陳述書、住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月 1日

奈良地方裁判所執行係

裁判所書記官 横山 健人

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 5月 22日から 令和 8年 5月 29日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月 5日 午前10時00分 場 所 奈良地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 26日 午前10時00分 場 所 奈良地方裁判所執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地ですので、①権限を有する行政庁の交付した「買受適格証明書」を有する者及び②買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受けの申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月 1日から当庁物件明細書閲覧室(1階執行係窓口前)に備え置きます。	





物 件 目 録

- 1 所 在 大和郡山市小泉町  
地 番 4番75  
地 目 宅地  
地 積 131.05平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4
- 2 所 在 大和郡山市小泉町4番地75  
家屋 番号 4番75  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 67.46平方メートル  
2階 42.23平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4



## 物 件 明 細 書

令和 8年 3月 2日

奈良地方裁判所執行係

裁判所書記官 豊 川 知 子

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

\*\*\*\*\*

《 注 意 書 》

- 1 この書面は、現況調査報告書、評価書その他事件記録上表れている事実及びそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がされる可能性もあります。）。
- 2 記録上に表れた事実等がすべてこの書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点が簡潔に記載されているだけです。したがって、必ず、現況調査報告書、評価書及び「物件明細書の詳細説明」もよく御覧ください。
- 3 買受人が代金納付後に占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の

制度があります。引渡命令に関する詳細は「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については、評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 上記の各種「詳細説明」は、当裁判所の物件明細書閲覧室（1階執行係窓口前）に別にファイルに綴って備え置いているほか、「不動産競売物件情報サイト（BIT）」の「お知らせ」メニューにも登載され、PDFファイルとしてダウンロードすることができます。

\*\*\*\*\*

物 件 目 録

- 1 所 在 大和郡山市小泉町  
地 番 4番75  
地 目 宅地  
地 積 131.05平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4
- 2 所 在 大和郡山市小泉町4番地75  
家屋 番号 4番75  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 67.46平方メートル  
2階 42.23平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4

令和 7年(ケ)第 52号  
令和 8年 1月30日受理  
令和 8年 2月 17日提出

# 現況調査報告書

奈良地方裁判所

執行官 岡田明男 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- 1 所 在 大和郡山市小泉町  
地 番 4番75  
地 目 宅地  
地 積 131.05平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4
- 2 所 在 大和郡山市小泉町4番地75  
家屋 番号 4番75  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 67.46平方メートル  
2階 42.23平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	大和郡山市小泉町4番地75 (住居表示未実施)
<b>土地</b>	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件 ) □ (物件 )
形状	□地図に準ずる図面のとおり ■地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地共有者ら □その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
<b>建物</b>	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■登記記録上の記載とほぼ同一である □登記記録上の記載と次の点異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物共有者ら □その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある [ 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## その他の事項

### ■目的物件の現況

#### 1 表札等の表示

- (1) 表札の表示「共有者らの姓」
- (2) 郵便受けの表示なし

#### 2 目的土地の形状等

- (1) 地積測量図に従って目的土地を概測すると、形状等はほぼ一致する。
- (2) 土地建物位置関係図記載のところに、カーポートが設置されている。
- (3) 土地建物位置関係図記載のところに、関西電力株式会社の電柱が設置されている。東側隣接土地上に設置されている関西電力株式会社の支線も設置されている(以上写真①参照)。
- (4) コンクリートブロック塀にクラックが認められる(写真②参照)。
- (5) 前面道路の現況幅員は、約6mである。  
市道である旨大和郡山市役所で、建築基準法の道路である旨奈良県郡山土木事務所で調査した。

#### 3 目的建物の形状等

- (1) 各階平面図に従って目的建物を概測すると、形状等はほぼ一致する。
- (2) 犬の引っ掻き傷が壁や建具の随所に認められる(写真⑤⑥参照)  
犬の引っ掻き傷を隠すため、板が貼られている箇所がある(写真④参照)。
- (3) 扉のガラスが破損している箇所がある(写真⑦参照)。
- (4) 2階洋室の天井及び壁にシミ跡が認められる(写真⑧参照)。
- (5) 2階で、床にきしみが認められる。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■共有者らの子	<ol style="list-style-type: none"><li>1 Aは母です。 Bは父です。 父も母も目的建物に居住していますが、諸般の事情により、私が調査に立ち会います。</li><li>2 かつて犬を建物内で飼育していました。 よって、そのときにできた引っ掻き傷があります。</li><li>3 約20年以上前だと思いますが、2階を改装しました。</li></ol>

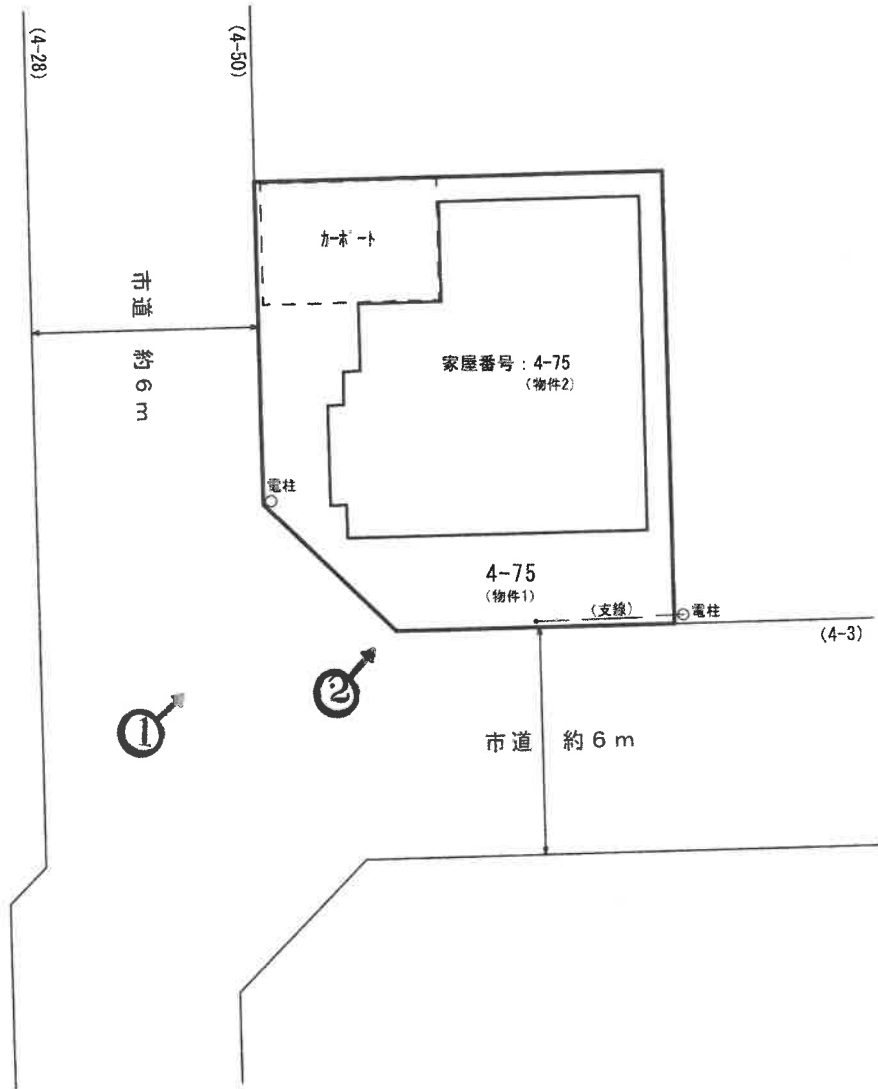
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年02月02日 14:30-14:45	奈良地方法務局	目的土地に目的外建物の登記がないか確認、 登記事項要約書請求
8年02月02日 15:30-15:40	奈良県郡山土木事務所	道路調査、建築計画概要書請求
8年02月02日 15:55-16:10	大和郡山市役所	地番参考図、家屋平面図、道路台帳請求
8年02月02日 16:25-16:40	物件所在地	物件及び占有確認、照会書投函、写真撮影
8年02月03日 8:35-8:40	執行官室	共有者らの子から電話聴取
8年02月10日 16:10-16:50	物件所在地	共有者らの子立会いのうえ立入調査、土地概測、写真撮影、 評価人帯同
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 _____ を立ち合わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図

所在 大和郡山市小泉町4-75

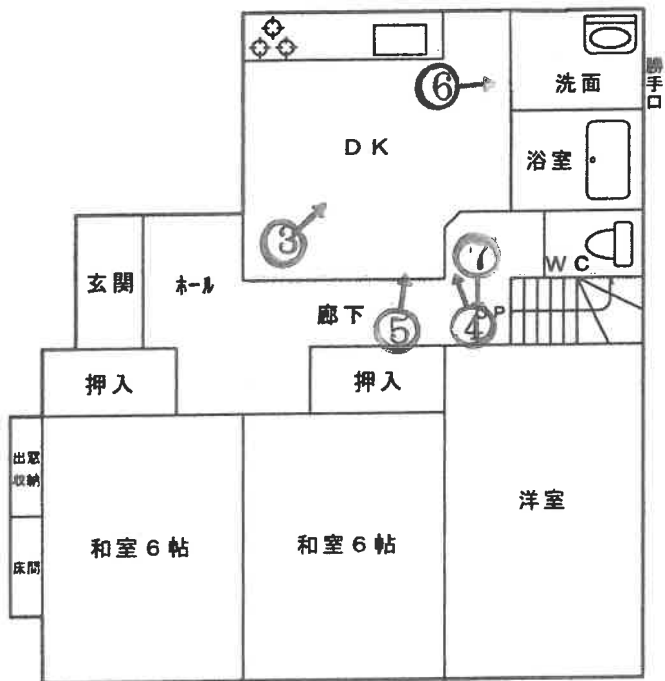


(←○ 写真撮影場所・方向)

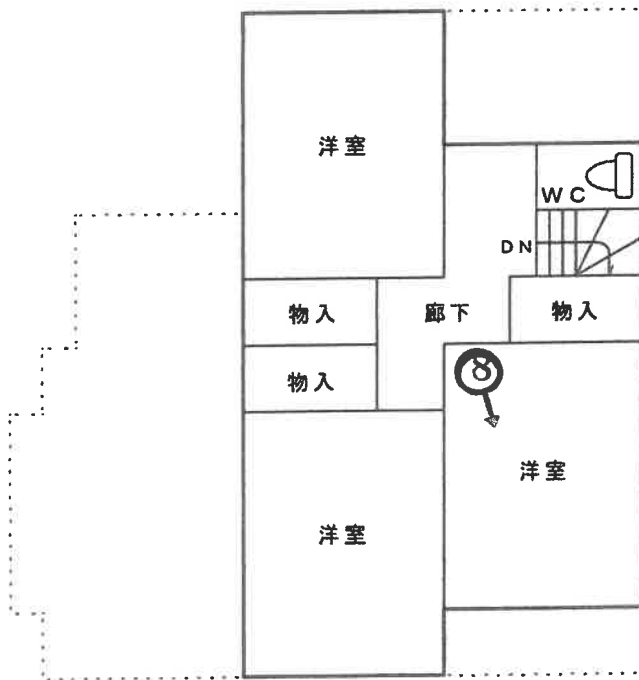
※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

# 間 取 図

1 階



2 階



(←○ 写真撮影場所・方向)

※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

電柱

目的建物

支線

東側隣接土地上の電柱



クラック





③

引っ掻き傷を隠す板



④

( 9 枚目)

引っ掻き傷



⑤

引っ掻き傷



⑥

( 10 枚目 )

ガラスの破損



⑦

シミ跡



⑧

令和7年（ケ）第52号  
令和8年2月10日 現地調査  
令和8年2月13日 評 価

奈良地方裁判所 御中

評 価 書  
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士  
梅 本 剛

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金4,740,000円	
内 訳 価 格	
1	金1,730,000円
2	金3,010,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	別紙物件目録記載のとおり	同左
2	所在 家屋番号 種類・構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり	同左
番号	特記事項		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1. 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 関西本線「大和小泉」駅 北方約1.5km（道路距離） ※別添、位置図参照	
付近の状況	主として中規模一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 － 70 % 400 % 無  宅地造成等工事規制区域
画地条件（規模、形状等）	地積 間口・奥行 形状 地勢等	ほぼ標準的 間口 約11m・奥行 約12m ほぼ整形 概ね等高、ほぼ平坦。
接面道路	南； 幅員約 6 m 西； 幅員約 6 m	市道（建築基準法第42条1項1号道路） 市道（建築基準法第42条1項1号道路）
土地の利用状況及び隣地の状況等	利用状況 隣地状況	住宅の敷地 道路、住宅等
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	有 無（集中プロパン） 有
土壌汚染等	登記簿謄本及び過去の住宅地図（1968年）によると、過去に土壌汚染懸念施設が存在したとは推定できず、土壌汚染対策法にいう要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定もなく、水質汚濁防止法の特定事業場の届出もない。現地調査においても土壌汚染を懸念すべき施設及び物品の存在は確認できなかった。また、周辺地域（対象敷地外周から概ね50m以内）には、水質汚濁防止法の有害物質使用の特定事業場の届出施設は存しない。但し、以上の調査結果のみでは土壌汚染の有無及びその程度は不明であり、専門調査機関による詳細な調査を行わないと確定できない旨留意すべきである。	
特記事項	①地盤等についての耐震、耐久力及び地耐力等については現地調査では不明である。 ②北西部にカーポートが設置されている。 ③南西端部に関西電力株式会社の電柱が設置されている。また、南東部には、東側隣接地に設置されている電柱の支線が設置されている。 ④コンクリートブロック塀にクラックが認められる。	

## 2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載） 昭和 61 年 11 月 5 日新築 経済的耐用年数 約 25 年 経過年数 約 40 年 経済的残存耐用年数 約 0 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 主に吹付け等 内 壁 : 主にクロス、土壁、板等 天 井 : 主に板、クロス、ボード等 床 : 主にフローリング、畳、カーペット等 設 備 : そ の 他 :
床面積（現況）	延 109.69 m <sup>2</sup> （公簿）
現 況 用 途 等	階 層 ; 2 階建 現 況 用 途 ; 居宅 間 取 り ; 6DK
品 等	普通程度
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	所有者が、所有権に基づき、居宅として使用している。
特記事項	①犬の引っ掻き傷が壁や建具の随所に認められる。また、犬の引っ掻き傷を隠すため、板が貼られている箇所がある。所有者関係者によると、かつて犬を建物内で飼育していたとのことである。 ②扉のガラス戸が破損している箇所がある。 ③2階洋室の天井及び壁にシミ跡が認められる。 ④2階で、床にきしみが認められる。 ⑤その他、建物の内外には全体的に傷み、汚れ、劣化等が認められた。 ⑥アスベスト等の建物に係る有害物質の使用の有無及びその程度についての判定は目視観察からは不明であり、建物の部材、又は設備機器にアスベスト等が使用されているかどうかは判然とせず、専門調査機関による調査を行わないと確定できない。 ⑦対象建物は市街化調整区域内に存するが、奈良県郡山土木事務所で取得した建築計画概要書（昭和61年5月16日、184号）によると、都市計画法29条開発許可の要件で建築したようである。

## 第5 評価額算出の過程

### 1. 基礎となる価格

#### ① 物件1 (土地)

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価等を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	持分 エ	建付減価補正率 オ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	51,400	1.02	131.05	1/1	0.90	6,184,000
計			131.05			6,184,000

ア. 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 (大和郡山-10)

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $62,900 \text{ 円/㎡} \times 99 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 120 \approx 51,400 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率。

◇標準化補正：西向 1.01、一方路 1.00、総合 1.01

◇地域格差：街路 1.02、接近 0.97、環境 1.10、行政 1.10、その他 1.00、相乗積 1.20

イ. 個別格差：物件1 画地条件 1.02 (角地等)

ウ. 地積：公簿数量

オ. 建付減価補正率：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性を考慮。

#### ② 物件2 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	135,000	109.69	0.04	592,000
計				592,000

ウ. 現価率 (主たる建物)

・経済的耐用年数25年、経過年数40年、経済的残存耐用年数0年の残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・現価率 = {残価率0.05 + (1 - 0.05) × (経済的残存耐用年数0年 / 経済的耐用年数25年)}  
 $\times (1 - \text{観察減価 } 0.20) = 0.04$

## 2. 評価額の決定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 敷地利用権価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権割合 イ		敷地利用権価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ＝ウ
1	6,184,000	0.60	法定地上権	3,710,000
合計				3,710,000

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①カ、1②エ) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市 場修正 率 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (最低額1万円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,184,000	- 3,710,000		1.00	0.70	1,730,000
2	592,000	+ 3,710,000	1.00	1.00	0.70	3,010,000
一括価格 (合計)						4,740,000

ウ. 占有減価率  
必要なし

エ. 市場性修正率  
本件の場合、不要と判断。

オ. 競売市場修正率  
不動産競売手続きには一定の手続き上の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立ち入ることができない場合があること、引渡しを受けるために法定の手續をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等が不可避免的に伴うこと、本評価が競売入札を前提とする売却基準価格の算定を目的としていること等を考慮し、競売市場修正率を 0.70 とした。

## 第6 参考価格資料

1. 地価公示価格 (大和郡山-10)
  - 所 在 : 大和郡山市満願寺町530番15外
  - 価 格 : 62,900 円/m<sup>2</sup>
  - 位 置 : JR関西本線「大和小泉」駅約2.2km
  - 価 格 時 点 : 令和7年1月1日
  - 地 積 : 166 m<sup>2</sup>
  - 供給処理施設 : 水道、ガス、下水
  - 接 面 街 路 : 西側9m市道に接面。
  - 用 途 指 定 等 : 第1種住居地域  
(建蔽率60%、容積率200%)
  - 地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域
2. 固定資産税評価額 (令和7年度)
  - 物件1 5,322,726 円
  - 物件2 1,606,958 円

## 第7 付属資料の表示

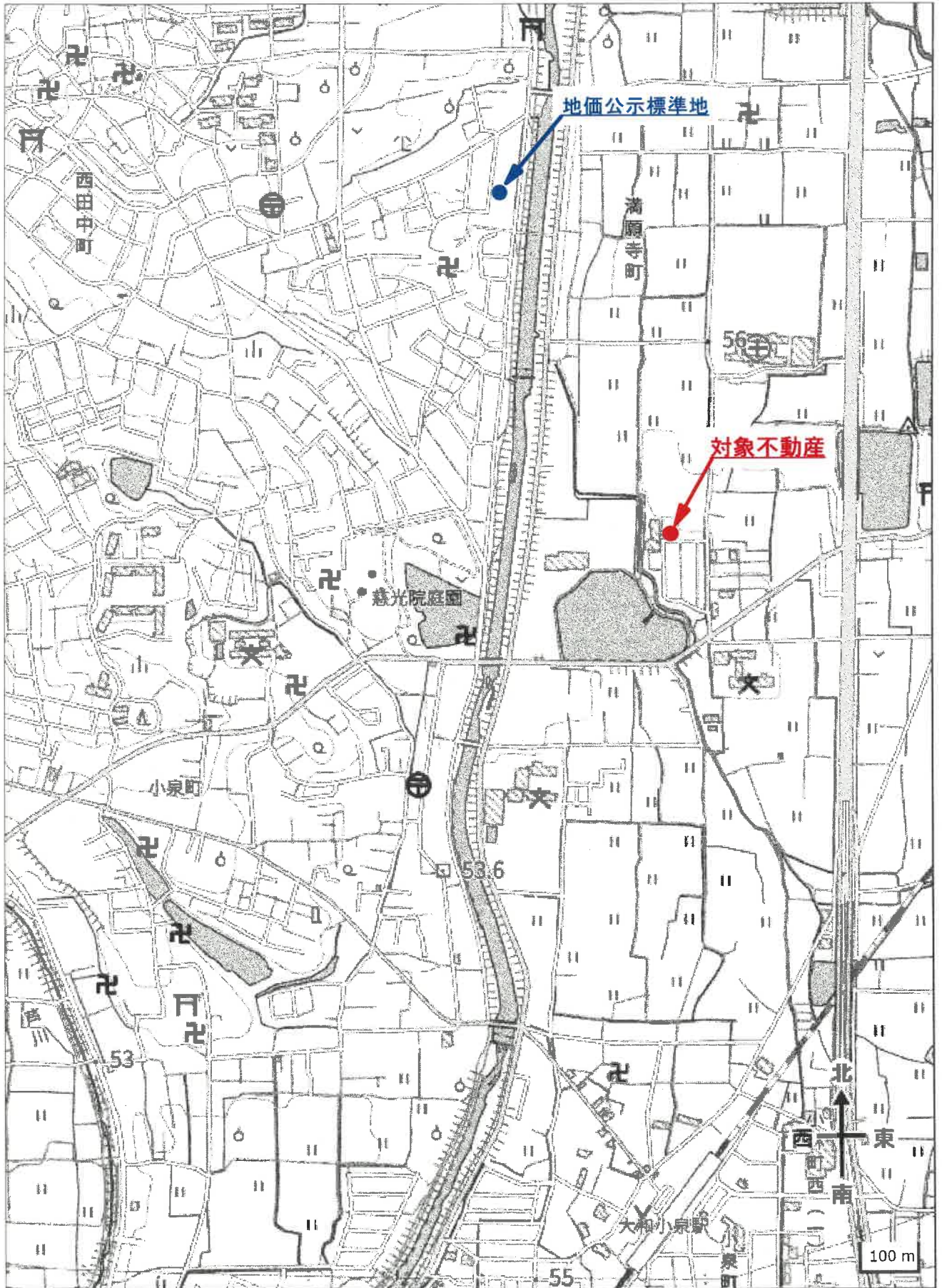
1. 位置図 (地理院地図Vector)
2. 付近見取図 (大和郡山市白地図)
3. 公図写し (A3→A4に縮小)
4. 地積測量図 (A3→A4に縮小)
5. 建物図面 (A3→A4に縮小)
6. 土地建物位置関係図
7. 間取図 (略図)

以 上

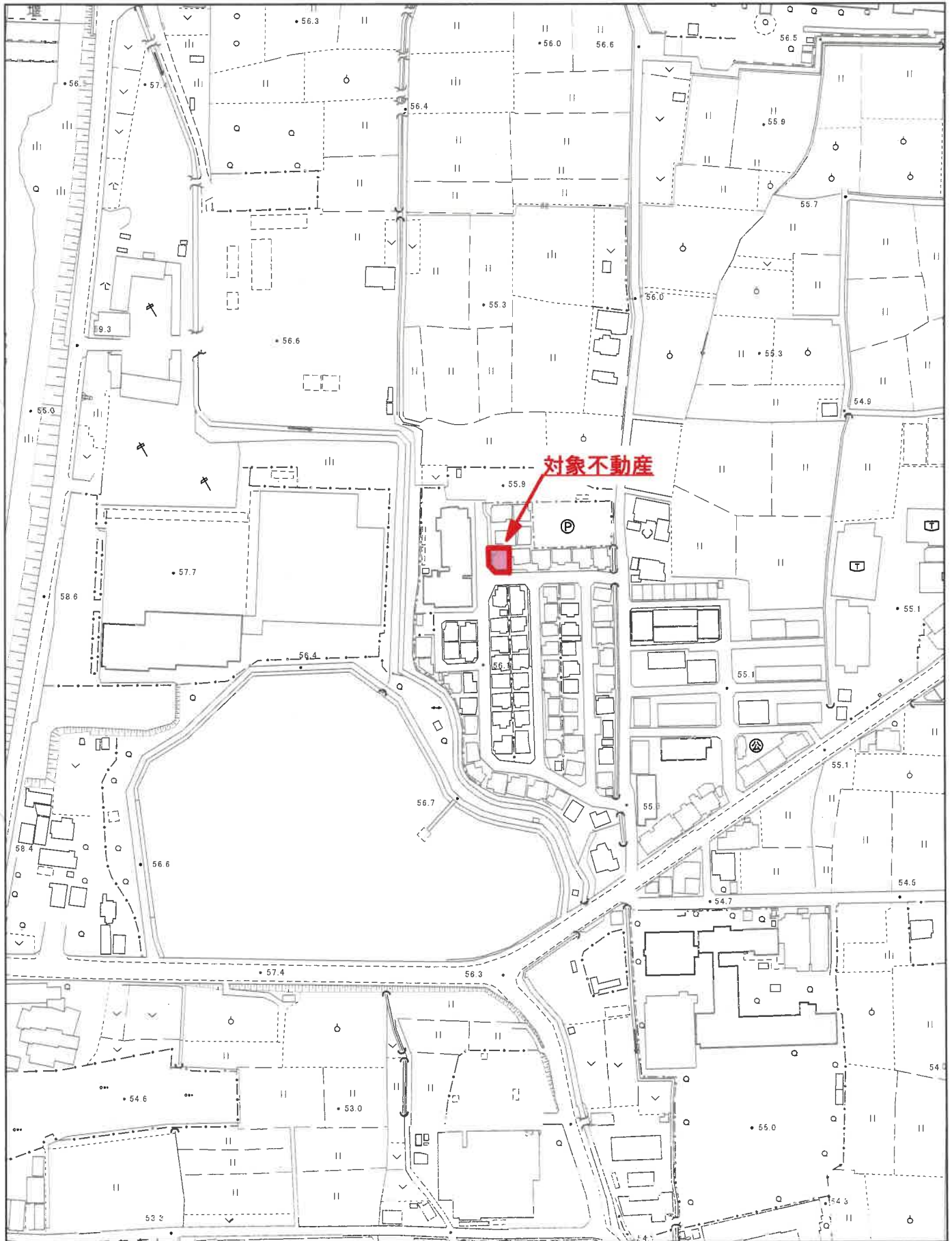
物 件 目 録

- 1 所 在 大和郡山市小泉町  
地 番 4番75  
地 目 宅地  
地 積 131.05平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4
- 2 所 在 大和郡山市小泉町4番地75  
家屋 番号 4番75  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 67.46平方メートル  
2階 42.23平方メートル  
共有者 A 持分5分の1  
共有者 B 持分5分の4





# 付近見取図

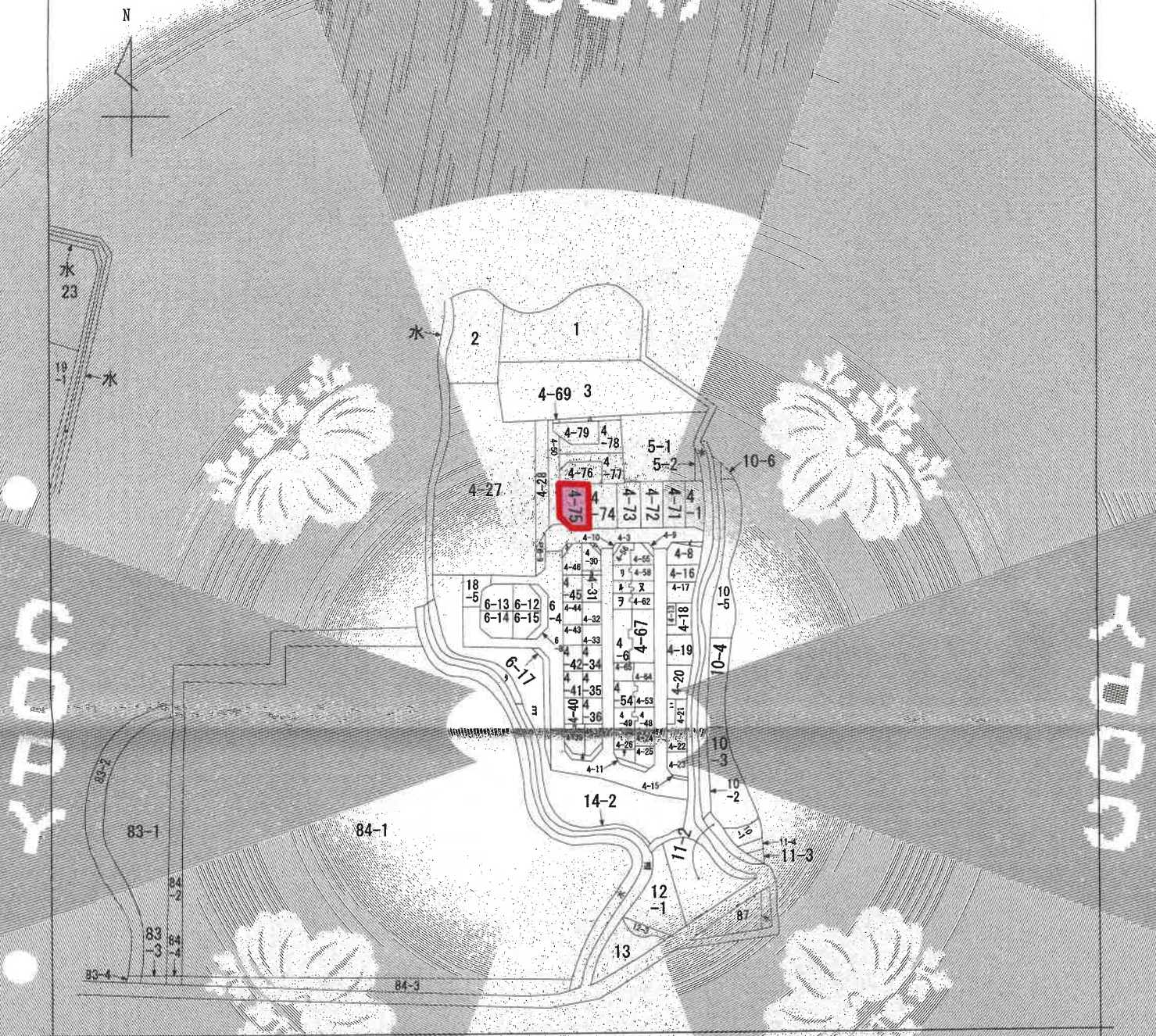


1/2500

この白地図は、平成23(2011)年3月にデジタル図化した地図であり、その測量成果は、国土地理院の承認(平22近公第58号)及び助言を得て、同院所管の測量成果を使用して作成したものです。

Copyright © 2021 Yamatokoriyama City All Right Reserved.

イ 4-12    ハ 4-68    ニ 4-38    ホ 4-47    ヘ 4-59    ニ 4-61  
 ロ 4-29    ヒ 4-14    ハ 4-4    ヘ 4-57    ホ 4-60



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	大和郡山市小泉町		地 番	4番75	
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 又 是 記 号	分 類	地図に準ずる図面
作 成 年 月 日				備 付 日 月 年 (原 図)		補 記 項
						種 類 旧土地台帳附属地図

A3→A4に縮小

556547

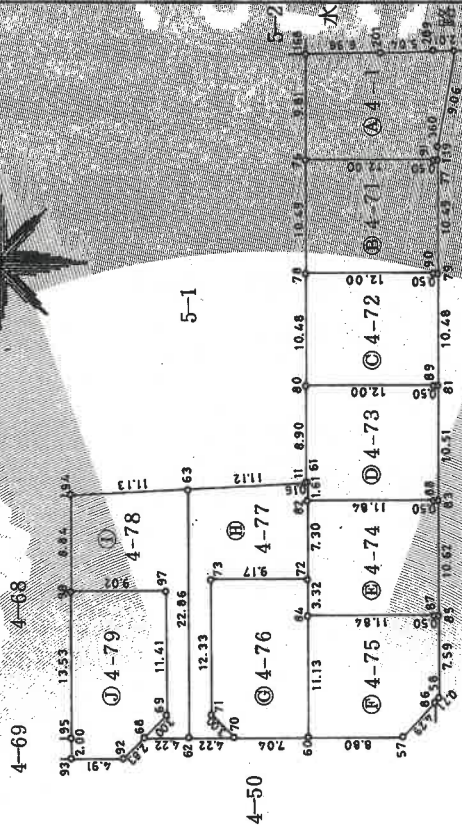
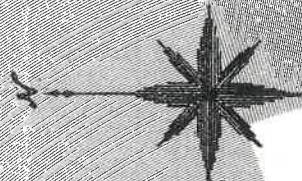
地積測量図

4-1-4-71~4-79

土地の所在  
大和郡山市小泉町字水戸

地番

土地の所在



\*\* 方位角 計算表 \*\*

方位	NO	距離	X	Y	方位角	方位
④	4-168	( )	560.953	503.154	9.81	168-76
	76	( )	493.432	491.863	12.00	76-91
	91	( )	550.338	491.863	0.50	91-77
	77	( )	549.843	492.976	1.19	77-360
	360	( )	549.888	501.637	9.06	360-304
	304	( )	547.024	501.854	2.01	304-289
	289	( )	549.020	502.400	5.04	289-201
	201	( )	554.030	502.400	6.96	201-168
	168	( )	560.953	503.154		
			方位角 2A	262.099008	方位	131.04
			方位角 A	131.049504		
			方位角	39.64424		
⑤	4-76	( )	562.235	493.432	10.49	76-78
	78	( )	563.606	483.037	12.00	78-90
	90	( )	551.709	481.468	0.50	90-79
	79	( )	551.214	481.402	10.49	79-77
	77	( )	549.843	491.797	0.50	77-91
	91	( )	550.338	491.863	12.00	91-76
	76	( )	562.235	493.432		
			方位角 2A	262.112850	方位	131.05
			方位角 A	131.056425		
			方位角	39.6445		
⑥	4-72	( )	563.606	483.037	10.48	72-80
	80	( )	564.977	472.642	12.00	80-89
	89	( )	553.080	471.073	0.50	89-81
	81	( )	552.585	471.007	10.48	81-79
	79	( )	551.214	481.402	0.50	79-90
	90	( )	551.709	481.468	12.00	90-78
	78	( )	563.606	483.037		
			方位角 2A	262.112850	方位	131.05
			方位角 A	131.056425		
			方位角	39.6445		

日付

作製者

61年 7月15日(作製)

申請人

縮尺 1/500

6.1.7.20

A3→A4に縮小

登記年月日：昭和62年3月25日

862.3.25

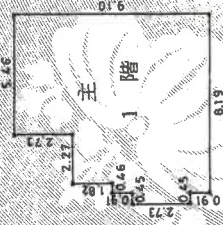
306692

建築物各階平面図

家屋番号 4番75

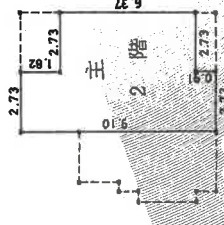
建物の所在 大和郡山田町小泉町4番地75

各階平面図



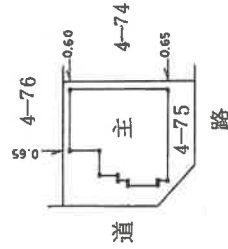
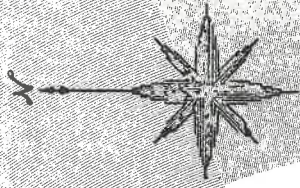
\*\* 辺の長さ \*\*

- 2.73 X 0.45 = 1.2285
- 4.55 X 0.46 = 2.0930
- 6.37 X 2.27 = 14.4599
- 9.10 X 5.46 = 49.6860
- キ 1
- 67.4674
- 67.46 m



\*\* 辺の長さ \*\*

- 9.10 X 2.73 = 24.8430
- 6.37 X 2.73 = 17.3901
- キ 1
- 42.2331
- 42.23 m



(正誤表)

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

3.24 (m<sup>2</sup>)

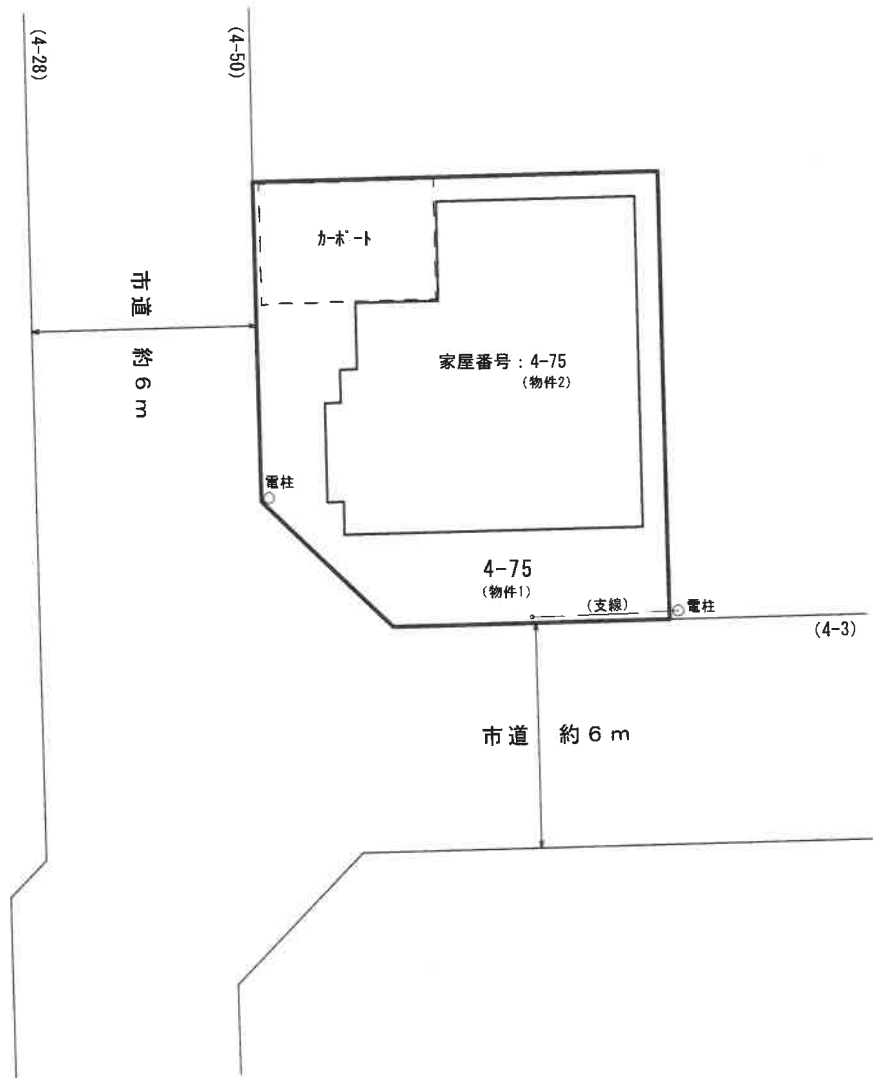
作製者

(目録用紙)

A3→A4に縮小

# 土地建物位置関係図

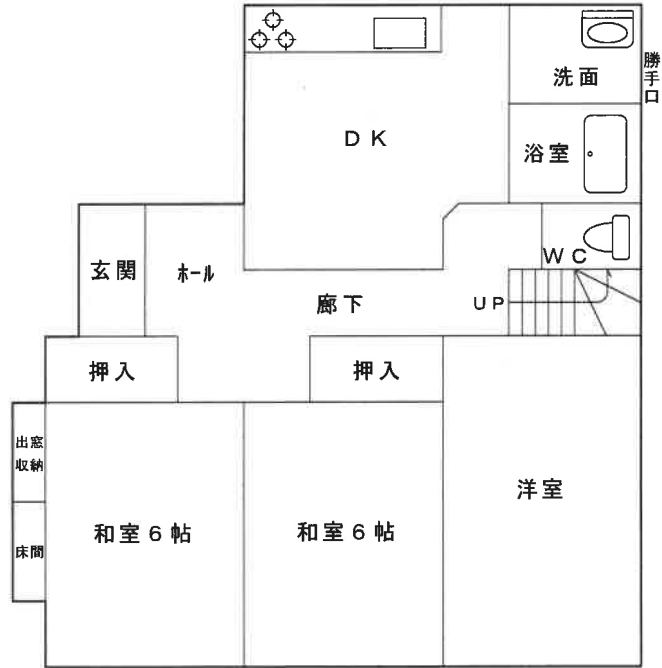
所在 大和郡山市小泉町4-75



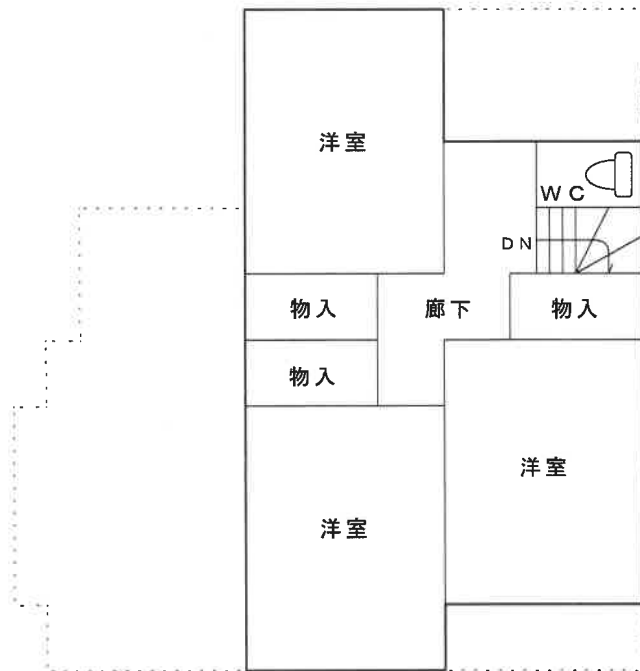
※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

# 間 取 図

## 1 階



## 2 階



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。